

裁判闘争報告

自治労・全国一般栃木労組

これまでのご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

児童養護施設 普恵園（現：さずな）

普恵園支部不当解雇撤回裁判



勝利的和解

2010. 10. 12

←最高裁判所を後にする平湯真人弁護士と石川支部長

*これまでの経過概略

2006		12.20	地裁、完全勝利判決
5.4	園行事において交通事故（行政処分なし）	12	法人側、高裁へ控訴
8.31	懲戒解雇	2009.	
9.13	裁判闘争へ	4.27	高裁 逆転敗訴
2007		7.3	最高裁へ上告
9	法人解散、普恵園廃園の報道	8.25	自治労全国大会において署名活動要請
10	普恵園存続を求める緊急署名開始	11.19	署名提出
10	支援共闘会議を結成	2010	
11	法人解散、普恵園廃園撤回を法人理事会が決定	10.12	和解成立

和解内容概略

- 相手方は平成 18 年 8 月 31 日をもって懲戒解雇する旨の意思表示を撤回し、申立人と相手方は申立人が同日付けで合意退職したことを相互に確認する。
- 相手方は申立人に対し、退職金と解決金の支払義務があることを認め、10 月末に支払う。
- 相手方は、申立人に対し、懲戒解雇に係る通知が発出されるに至った経緯について遺憾の意を表明する

私の不当解雇撤回裁判は和解の運びとなりましたことを皆様にご報告いたします。

原職復帰と言う最大の希望が叶えられなかったことは、私にとっては残念でありませんが、最高裁判所の和解案は、法人側に「遺憾の意を表明」させるなど、実質的には高等裁判所の判決を覆す内容であり、「勝利的和解」という形で終結しました。

私の 2 人の代理人は「最高裁においては、ないことではないがこういった形での和解はあまり例がない。歴史的な勝利的和解」「異例中の異例」と評しています。

4 年の間には、普恵園の廃園問題や高裁での逆転敗訴など、先の見えない苦しい時期もありましたが、一方では、労働組合の組織力、多くの人との出会い、仲間の大切さを実感し、また児童福祉の現場以外から見る社会問題等を考える機会を得るなど、むしろ貴重な 4 年間だったかも知れません。

ここまで到達できたことは、全国一般に結集する労働組合をはじめとし多くの皆様の支援により、言うまでもありません。改めまして、これまでのご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

全国一般栃木労組

石川浩子

解雇撤回闘争終結集会

12月5日、終結集会が行われ100名近くもの仲間の皆様が終結集会と石川さんの激励会に足を運んでくれました。



石川支部長解雇撤回闘争終結へのメッセージ

2010年12月5日 弁護士 宮里邦雄

石川さんの解雇撤回闘争終結集会に出席できず、残念です。東京高裁の敗訴判決を見事に克服して、最高裁での勝利和解を獲ち取ることができました。

40数年、労働事件に携わってきましたが、今回のような解決は私も経験したことがありません。

考えてみれば、解雇を正当とした東京高裁判決は、石川さんや労働組合に対する偏見に満ちたあまりにも不当な判決でした。

弁護団は、最高裁に提出した理由書において、事実と証拠に基づき、また労働法理に照らして、高裁判決の持つ問題点を詳しく指摘し、見直しを求めましたが、このことが、最高裁に、今回の和解解決が妥当であるとの心証を抱かせたものと思います。そして、何よりも、石川さんが高裁判決に屈せず、たたかいを続ける強い意志を表明したことが最高裁を動かしたことは間違いがありません。

多くの皆さんからも署名が寄せられました。石川さんの不当解雇とのたたかいを激励・支援した皆さんとともに、勝利和解を喜び合いたいと思います。

解雇闘争に終止を打った石川さんの今後の人生に幸いあれと心から祈っております。

